

まだ手続きをされていない皆様へ

平成30年度 後期 危険物取扱者保安講習受講案内

広島県
一般社団法人 広島県危険物安全協会連合会

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施します。

1 受講義務者

危険物取扱者免状の交付を受け、現在、危険物製造所・貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している者(以下「受講義務者」という。)は、次の期日までにこの講習を受講しなければなりません。

2 受講義務の期日

(1) 危険物の取扱作業に新たに従事することとなった者は、その日から1年以内。

ただし、過去2年以内に免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合には、免状交付日又は受講日以後における4月1日から3年以内。

(2) 前回の講習を受けた後、引き続き危険物の取扱作業に従事している者は、前回講習日以後における4月1日から3年以内。

※ 受講義務者が上記の期日までに受講しないときは、消防法の違反になります。

3 講習月日及び会場

講習日	会場	講習種別及び講習時間	
		午前	午後
12月21日 金	みよしまちづくりセンター	給油取扱所	その他
1月10日 木	はつかいち文化ホール さくらびあ	給油取扱所	その他
1月11日 金	ビューポートくれ	給油取扱所	その他
1月16日 水	東広島市消防局	給油取扱所	その他
1月17日 木	大竹市消防本部	コンビナート	コンビナート
1月18日 金	大竹市消防本部	コンビナート	コンビナート
1月22日 火	三原市消防本部	給油取扱所	その他
1月23日 水	(協)ベイトウン尾道	給油取扱所	その他
1月24日 木	福山消防合同庁舎	その他	コンビナート
1月25日 金	福山消防合同庁舎	給油取扱所	その他
1月31日 木	広島県健康福祉センター	給油取扱所	その他
2月1日 金	広島県健康福祉センター	その他	給油取扱所

(注意事項)

(1)「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習。

「コンビナート」とは、コンビナート等特別防災区域内の製造所等において危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習。

「その他」とは、上記以外の危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習。

(2)講習日時及び講習会場は、受講票によって指定し、本人あてに通知します。

(3)希望する講習日が定員に達した場合には、希望日を変更する場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

4 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間	
	午前	午後
規制の要点・過去3年間の法令改正事項	9:30~12:30	13:30~16:30
危険物の火災予防に関する事項		

※ 受付は、講習開始時間の30分前からです。

5 受講申請書等の配布場所

◎各消防局・本部(署) ◎(一社)広島県危険物安全協会連合会 ◎広島県危機管理監消防保安課

※ 各消防局・消防本部(署)での受付は終了しましたが、受講申請書等があります

6 受講申請書の受付期間等

(1) 受付期間 各消防局・消防本部(署)での受付は終了しましたが、(一社)広島県危険物安全協会連合会にご連絡のうえ、申請書を当連合会に郵送又は持参していただければ、受け付けます。

(2) 受付時間 9時~16時30分(ただし、12時~13時を除く。) ※ 持参されるときは、職員が不在の場合がありますので、来所の前にご一報ください。

7 受講申請書の提出先

◎(一社)広島県危険物安全協会連合会(〒732-0053広島市東区若草町6番15号 坂部ビル1階)

受講申請書	1 受講申請書の※印欄には記入しないこと。 2 保安講習受講票に 62円切手 を貼って提出すること。 3 「郵便はがき」の返送用あて先及び「受講票・免状預証」の氏名欄は必ず記入すること。 4 「既得免状の状況」欄には、所持する全ての資格について記入すること。 5 「受講希望」欄の希望地、希望月日は、従事している危険物施設の区分に応じた講習種別に従い、講習の場所及び月日を記入すること。 6 「従事している危険物施設の区分」欄には、必ずA・B・Cのいずれかの記号に○印をすること。 ※ やむを得ず「従事している危険物施設の区分」に対応した講習を受講できない場合は、第一希望日の講習種別を優先し、「従事している危険物施設の区分」(A・B・C)を必ず一致させてください。
受講手数料 4,700円 (非課税)	1 左記相当額の 講習手数料納付書の払込証明書 の全面に糊付けし、受講申請書(裏面)の所定欄にしっかりと貼ってください。 2 講習手数料の納付書は、各消防局・消防本部(署)にあります。 3 受講手数料を納付する際、振込手数料は必要ありません。

9 その他

(1) 受講申請書受理後は、申請書・手数料等は理由を問わず返却しません。

(2) 広島、呉、福山会場は、講習会場及びその付近には駐車できませんので、自動車で来場しないでください。

(3) 「受講票で指定された講習日」は、変更する会場の定員の枠内であれば変更が可能です。当連合会に連絡してください。

(4) 台風の襲来など自然災害等により、やむを得ず講習を中止する場合は、その旨を当連合会のホームページに掲載します。

(5) 問い合わせ先

●(一社)広島県危険物安全協会連合会 〒732-0053 広島市東区若草町6番15号 坂部ビル1階 TEL(082)261-8251 FAX(082)261-8252

● 広島県危機管理監消防保安課 〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL(082)513-2791

広島、呉、福山会場で受講される皆さんへのお願い ⇒ 自動車で来場しないでください。(講習会場には駐車できません。)